

(仮称)滋賀県成長産業の振興に関する条例案(素案)【概要】

地方創生・公共交通対策特別委員会 資料2-2
令和7年(2025年)10月15日
議会事務局 政策調査課

1 前文

- 滋賀県は、製造業を中心とした国内屈指の「モノづくり県」として大きな発展を遂げてきたが、近年は、産業用地の不足等が企業立地を進める上で課題。
- 他の都道府県が各地域の特性を生かして企業誘致を図っており、地域間競争が激化している中で、将来的に本県の経済が停滞しないよう、危機感を持って企業立地を進めていく必要。本県の経済は転換点を迎えており、迅速かつ的確に時代の変化に適合していくことも求められる。
- 半導体をはじめとする将来にわたり安定した需要が見込まれる成長産業は、関連企業の集積など地域経済の起爆剤となることが期待できることから、成長産業に力点を置いた企業立地の促進が必要。
- 滋賀県は、大学をはじめとする研究機関が集積しており研究開発において優位性を有しているため、その優位性を生かし先端的な技術等に関する研究開発を進めることにより、その成果が本県の成長産業の振興の大きな基盤となることが期待される。

2 目的(第1条)

成長産業の振興
→ 地域経済の健全な発展および県民生活の向上に寄与する。

4 基本理念(第3条)

- 地域の特性を生かした本県の産業競争力の強化
- 国、県、市町、成長産業の事業者、大学等および県民の適切な役割分担、連携・協力

3 定義(第2条)

成長産業：技術革新の進展に即応した高度な産業技術を主として利用して行う事業のうち、新たな事業の創出および就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるもの
大学等：大学および高等専門学校

5 責務・努力・役割(第4条～第6条)

責務

- 県：○ 成長産業の振興に関する施策を総合的かつ迅速に策定・実施
○ 国、市町、成長産業の事業者および大学等との連携・協力
○ 成長産業の振興に関する県民の関心と理解の深化

努力・役割

成長産業の事業者：経済的社会的環境の変化に応じた事業発展
大学等：人材の養成および研究開発・成果の普及

6 基本的施策

① 企業立地の促進【第7条】

- 県は、成長産業関連企業の立地を促進するため、以下の施策を講ずるものとする。この場合において、県は、これらの施策を講ずるに当たっては、成長産業関連企業の需要に的確に対応するよう努めるものとする。
 - ・ 必要な情報の収集、整理、分析および提供
 - ・ 成長産業関連企業に対する資金の供給の円滑化
 - ・ 相談体制の整備 等
- 県は、成長産業関連企業の立地に必要な土地の確保に資するよう、土地利用の総合調整（土地の利用に当たって必要となる事項に係る総合的な調整をいう。）その他の必要な支援を行うものとする。

② 研究開発の推進等【第8条】

- 県は、大学等および成長産業の事業者が行う先端的な技術等に関する研究開発が成長産業の振興のための極めて重要な基盤となることに鑑み、以下の研究開発能力の強化に必要な施策を講ずるものとする。
 - ・ 大学等、成長産業の事業者等の連携の強化
 - ・ 研究開発の環境の整備に対する支援
 - ・ 必要な情報の提供 等
- 県は、研究開発の成果の円滑な企業化を図り、経営の革新および創業を促進するため、必要な資金の供給の円滑化その他の必要な施策を講ずるものとする。

③ 人材の確保等【第9条】

- 県は、専門的知識および技術を有する者ならびに主体的な取組および創意工夫を行う者が成長産業の振興に重要な役割を果たすことに鑑み、以下の成長産業を担う人材の確保、養成および資質の向上のために施策を講ずるものとする。
 - ・ 必要な情報の提供
 - ・ 大学等、成長産業の事業者等の交流の機会の提供 等

④ 学習の振興等【第10条】

- 県は、子どもをはじめ広く県民が先端的な技術等に対する関心と理解を深めることができるよう、小学校、中学校、高等学校等における技術に関する教育の充実をはじめとする学校教育および社会教育における先端的な技術等に関する学習の振興ならびに先端的な技術等の重要性についての啓発に必要な施策を講ずるものとする。

⑤ 国との連携協力【第11条】

- 県は、成長産業に関する内外の動向を的確に把握しつつ、成長産業の振興に関する施策の効果的かつ効率的な推進を図るため、国との必要な情報の共有、意見の交換、人事交流その他の連携協力の確保に努めるものとする。

7 財政上の措置(第12条)

- 県は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

8 施行日

- 公布の日（令和8年3月下旬）の予定